

令和6年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業 業務委託仕様書（案）

1 委託事業名

令和6年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業

2 事業の目的

福島県における市町村国保の特定健康診査（以下、「特定健診」という。）受診率は、他県に比べて低い状況にある。特定健診は、健康リスクや疾患を早期に発見し、治療を開始するための重要な手段であり、受診率を高めることは病気の早期発見による重症化予防につながり、大幅な医療費の削減にも寄与する。

本事業は、効率的かつ効果的な受診勧奨通知の送付などの施策を立案及び実施することで、特定健診の受診率向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 事業概要

県が選定する事業実施市町村（20市町村程度、対象者数は計11万人程度）において、特定健診の受診率を向上させるための特設WEBページの作成及び効果的な受診勧奨を行い、特定健診受診率の変動をモニタリングし、効果を検証する。

また、事業の実施結果を市町村にフィードバックする。

5 事業内容

(1) 特定健康診査受診勧奨対象者及び受診勧奨対象候補者の抽出

受託者は、県が提供する医療データをもとに、受診勧奨対象者を抽出する。

また、受診勧奨対象者のうち、実際に受診勧奨を行う受診勧奨対象候補者（以下「対象候補者」という。）を併せて抽出する。

なお、受診勧奨対象者の抽出準値ならびに最終的な対象候補者については、県と受託者が協議の上、決定する。

【県が提供する医療データ】

公益法人国民健康保険中央会のシステムから抽出される直近5か年分（令和元年度から令和5年度分を想定）の以下のデータ（CSVファイル）

ア FKAC167（受診歴データ）5年分

イ FKAC165（保健指導歴データ）4年分

ウ FKAC161（受診券発行者データ）3年分（＝対象者データ）

エ 被保険者管理台帳データ（提出時点で最新のもの）

※ 宛名データ、市町村の健診フォーマット等は実施市町村決定後に市町村から提供

(2) 対象候補者への受診勧奨通知の作成・送付

受託者は、各市町村と受診勧奨通知の校正や発送時期等に係る協議を行い、対象候補者へ文書による受診勧奨を行う。なお、受診勧奨通知は効率的かつ効果的なものとなるよう努めること。

(3) 特定健診用特設 WEB サイト構築・運用・保守

受託者は、パソコン及び携帯端末（スマートフォン及びタブレット等）から接続できる特定健診用特設 WEB サイトの作成及び契約期間内におけるシステム運用・保守を実施する。内容については各市町村と協議を行い、地域の特定健診情報にあわせた表示となるようにすること。

また事業終了後は、受託者が責任を持って特定健診用特設 WEB サイトを閉鎖し、閲覧できないようにすること。

(4) 受診率向上に資する事業の提案と実施

受託者は、上記の他、事業の効果を向上する取組みについて、県に提案する。
なお、具体的な取組みの実施の可否については、県と委託者が協議の上、決定する。

(5) 事業の効果検証

受託者は、本事業の効果検証を行い、市町村ごとに報告書を作成の上、県及び市町村へ効果検証結果（特定健診用特設 WEB サイトのアクセス状況等の分析結果を含む）の報告をすること。

6 想定スケジュール

時期	内容
令和6年5月～6月	・ 県から医療データの貸与 ・ 受診勧奨対象者及び対象候補者を抽出 ・ 事業スケジュールについて県と協議
令和6年7月～ 令和7年3月	・ 受診勧奨の実施 ・ 効果検証
令和7年3月以降	・ 事業成果報告書の作成

7 業務実施報告書等の納品

(1) 納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下の業務実施報告書等を県へ提出すること。

- ① 業務実施報告書（様式任意）
- ② 業務完了報告書（契約書様式）

(2) 納品場所

福島県保健福祉部国民健康保険課

(3) 期限

令和7年3月31日（月）まで（厳守）

8 留意事項

（1）個人情報の取扱い

本業務は、個人情報を多く取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。また、本仕様書に基づく業務を行うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

受託者は、本業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（2）一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ① 契約 m 金額の 50% を超える業務
- ② 管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

（3）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本
- ウ) 原稿・データの入力及び集計
- エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、委託者と別途協議を行った業務

（4）協議事項

次の事項については、県と協議すること。

- ① やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合
- ② 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合
- ③ 委託業務において質疑が生じた場合
- ④ 災害等の影響がある場合

（5）委託業務の明記

業務実施に当たっては、福島県委託業務である旨を明記すること。

9 検査及び支払方法

受託者は業務終了後、「7 業務実施報告書等の納品」のとおり、県に報告書を提出する。

県は、当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受

託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を県に提出する。

県は、請求書を受領後、受領日から30日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。

なお、受託者は、成果指標の測定に必要な資料の提供について協力すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、随時、県及び受託者が協議して決定する。